

亀山市告示第115号

個人事業者向け亀山版持続化給付金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

亀山市長 櫻井 義之

個人事業者向け亀山版持続化給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により大きな影響を受けている市内の個人事業者（フリーランスを含む。以下同じ。）に対して、事業全般に広く使える給付金を交付することにより、事業の継続を下支えすることを目的とする。

(給付金の名称)

第2条 この告示により交付する給付金は、個人事業者向け亀山版持続化給付金（以下「給付金」という。）という。

(給付金の交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人事業者及びこれらに準ずる個人事業者として市長が特に認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 令和元年以前から特定の事業による継続した事業収入（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第一表の収入金額等の事業の欄に記載されるものと同様とし、令和元年の年間事業収入は当該欄に記載される金額を用いることとする。ただし、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書の売上（収入）金額の欄又は収支内訳書の収入金額の欄の金額が異なる場合は、売上（収入）金額の欄又は収支内訳書の

収入金額の欄の金額を用いることができる。以下同じ。)を得ており、今後も当該事業を継続する意思があること。

(3) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月が存在すること。この場合において、令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間における前年同月比で事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した月のうちで申請者が任意に選択した月を対象月とするものとし、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から交付される給付金等の現金給付を除いて算出することができる。

(4) 対象月の属する年の前の年分の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた額が、10万円以上であること。

2 青色申告を行っている者の前項第3号の適用については、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書の月別売上(収入)金額及び仕入金額の欄の売上(収入)金額の額を用いるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者の第1項第3号の適用については、令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較するものとする。

(1) 白色申告を行っている者

(2) 青色申告を行っている者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した者

イ 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない又は記載の必要がない者

ウ 相当の事由により所得税青色申告決算書を提出できない者

(3) 確定申告書に所得税青色申告決算書(農業所得用)を添付した者

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う事業者
 - (2) 業として宗教上の行為を行う事業者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が給付金の交付対象者として適切でないとする者
- (給付金の額)

第4条 給付金の額は、10万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 申請者は令和3年1月15日までに、個人事業者向け亀山版持続化給付金交付申請書（別記様式）により市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に際し、次に掲げる書類（以下「証拠書類等」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 青色申告を行っている者（青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した者を除く。）にあつては令和元年分の確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え、白色申告を行っている者及び青色申告を行っている者で青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した者にあつては令和元年分の確定申告書第一表の控え

(2) 対象月の月間事業収入が分かる書類

(3) 振込先口座（申請者本人名義の口座に限る。）の通帳の写し

(4) 本人確認書類

(5) 誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の確定申告書第一表の控えは、收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日の印字）があるものに限る。ただし、税務署以外においてe-Taxにより申告した場合は、これらに代え、当該確定申告書第一表の控えに受信通知を添付するものとする。

4 前項に規定にかかわらず、同項の收受日付印の押印、受付日の

印字又は受信通知の添付（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合は、提出が必要な確定申告関係書類（第2項第1号に掲げる書類をいう。以下同じ。）と同じ年分の納税証明書（その2）（事業所得金額の記載のあるものに限る。）を提出することにより、收受日付印等のない確定申告関係書類を、有効な確定申告関係書類とすることができる。

- 5 第2項第2号の対象月の月間事業収入が分かる書類は、売上台帳、帳面その他の令和2年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。
- 6 第2項第3号の通帳の写しは、第7条ただし書の規定により、市長が口座振替の方法により難いと認める場合においては不要とする。
- 7 第2項第4号の本人確認書類は、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別できる次に掲げるいずれかの写し（記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。）で、申請を行う日において有効である（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い更新期限の猶予等の措置が取られているものは、この限りでない。）ものとする。
 - (1) 運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書）（両面）
 - (2) 個人番号カード（表面のみ）
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書及び外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
 - (5) 前各号に掲げるものを保有していない場合に限り、住民票の控え及び次のア又はイのいずれか
 - ア パスポート（顔写真の掲載されているページ）
 - イ 各種健康保険証（両面）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速

やかに内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは、当該申請者に対し、給付金を交付する。

(給付金の交付)

第7条 給付金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

ただし、市長が口座振替の方法により難いと認める場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により給付金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が交付対象者として適当でないと認めたとき。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消したときは、当該交付した給付金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類等の特例等)

第11条 第5条第2項第1号に掲げる書類については、令和元年分の確定申告の義務がない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、令和元年分の住民税の申告書類の控えて、代替することができる。

2 前項の規定にかかわらず、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき令和元年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出で

きない場合は、平成30年分の確定申告書等の控え又は平成30年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

亀山市長 様

(申請者)

住所

氏名

印

個人事業者向け亀山版持続化給付金交付申請書

個人事業者向け亀山版持続化給付金交付要綱第5条の規定により、給付金の交付を申請します。

1 基本情報

屋号・雅号	
業 種	大分類（ ）中分類（ ）
開 業 日	年 月 日
申 請 者 住 所	〒 亀山市
生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	
対 象 月	年 月
年 の 事 業 収 入	円
対 象 月 の 月 間 事 業 収 入	円
年 の 対 象 月 と 同 月 の 月 間 事 業 収 入	円
前 年 同 月 比 事 業 収 入 減 少 率	%

2 支給金の振込口座

ゆうちょ銀行	通帳記号	
	通帳番号	
ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名	
	種別	1. 普通 2. 当座
	口座番号	
口座名義（フリガナ）		
口座名義		

3 添付書類

- (1) 青色申告を行っている者（青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した者を除く。）にあつては令和元年分の確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え、白色申告を行っている者及び青色申告を行っている者で青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した者にあつては令和元年分の確定申告書第一表の控え
- (2) 対象月の月間事業収入が分かる書類
- (3) 振込先口座（申請者本人名義の口座に限る。）の通帳の写し
- (4) 本人確認書類
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類